

平成27年6月12日

答申第544号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「25年9月の中間決算の未払賞与の金額及びその算出根拠」について開示の求めがあった。

NHKは、25年度中間決算の賞与未払費用は開示したが、未払賞与の算出根拠についてはNHK情報公開規程第8条1項1号の不開示情報に該当し開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書として「賞与未払費用について」を開示することとする。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書として「賞与未払費用について」を開示することとしたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年6月12日（第218回審議委員会）

第558号諮問、審議、答申